第七条第三項	前項	第十五条において準用する前項
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
第八条	前条第一項	第十三条
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	対象被害者等	帰国被害者等
	第十条	第十五条において準用する第十条
第九条	対象被害者等	帰国被害者等
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	前条	第十五条において準用する前条
	前項	第十五条において準用する前項
第十条第一項	拉致被害者等給付金は	滞在援助金は
	対象被害者等	帰国被害者等
	拉致被害者等給付金、滞在援助金及び配偶者支援金	滞在援助金
	第四条	第十五条において準用する第四条
第十条第二項から第五項まで	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	対象被害者等	帰国被害者等
	前項	第十五条において準用する前項
	第四条	第十五条において準用する第四条
第十一条第一項から第六項まで	第一項の規定により支給を減額する	第十五条において準用する第一項の規定により支給を減額する
	第一項若しくは第二項	第十五条において準用する第一項若しくは第二項
	第一項から第三項まで	第十五条において準用する第一項から第三項まで
	第二項の規定により支給を減額する	第十五条において準用する第二項の規定により支給を減額する
	第三項の	第十五条において準用する第三項の
	拉致被害者等給付金	滞在援助金
	対象被害者等	帰国被害者等
	第四条第三項各号	第十五条において準用する第四条第三項第三号若しくは第四号
	前項の	第十五条において準用する前項の
	前項第一号	第十五条において準用する前項第一号
	前項第二号	第十五条において準用する前項第二号
	前項第三号	第十五条において準用する前項第三号
	第一項の	第十五条において準用する第一項の
	前項各号	第十五条において準用する前項各号
	前条第五項	第十五条において準用する前条第五項
	第一項及び第三項	第十五条において準用する第一項及び第三項

（老齢給付金の支給）

第十六条　法第五条の二第一項に規定する老齢給付金の支給は、同項各号に規定する老齢給付金の支給要件に該当する永住被害者又は永住配偶者（以下「老齢被害者等」という。）が第十九条による支給の申請を行った場合、その日の属する月の翌月から行うものとする。

（老齢給付金の額）

第十七条　老齢給付金は、世帯ごとに月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる額とする。

一　同一の世帯に属する老齢被害者等が一人の場合においては、十七万六千百円

二　同一の世帯に属する老齢被害者等が二人の場合においては、二十八万一千七百円

2　同一の世帯に属する老齢被害者等のうちに、過去に法第五条の二第二項の規定により一時金の支給を選択した者がいるときは、当該世帯に属する老齢被害者等に支給する老齢給付金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額から毎月の老齢給付金のうち一時金の算定に当たって基準とする額（以下「一時金基準額」という。）を控除した額とする。

（老齢給付金の額の特例）

第十八条　老齢給付金の支給を開始する月についての当該老齢給付金の月額は、前条第一項の規定により定められた額に四を乗じて得た額（同条第二項の場合において、老齢給付金の支給を開始する月から一時金の支給の選択を行うときは、当該乗じて得た額から当該老齢給付金の支給を受ける老齢被害者等に係る一時金基準額を控除した額）とする。

2　老齢被害者等が既に拉致被害者等給付金の支給を受けている場合の老齢給付金の支給を開始する月についての当該老齢給付金の月額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前条第二項の場合において、老齢給付金の支給を開始する月から一時金の支給の選択を行うときは、当該各号に定める額から当該老齢給付金の支給を受ける老齢被害者等に係る一時金基準額を控除した額）とする。

一　同一の世帯に属する老齢被害者等が一人の場合において、既に拉致被害者等給付金の支給を受けているとき　前条第一項第一号の規定により定められた額

二　同一の世帯に属する老齢被害者等が二人の場合において、そのうちの一人が既に拉致被害者等給付金の支給を受けているとき　前条第一項第二号の規定により定められた額と当該額から第四条第一項第一号の規定により定められた額を控除した額に三を乗じて得た額との合計額

三　同一の世帯に属する老齢被害者等が二人の場合において、いずれもが既に拉致被害者等給付金の支給を受けているとき　前条第一項第二号の規定により定められた額

（老齢給付金の支給の申請）

第十九条　老齢給付金の支給を受けようとする老齢被害者等は、老齢給付金支給申請書（様式第六号）を内閣総理大臣に提出して申請しなければならない。

本則に次の十八条を加える。